

入院

入院の際にすぐに使用できるように基本情報等は事前に入力しておくで便利

入院時情報提供書の提出

利用者に対し、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供するように依頼しておくこと

加算：入院時情報連携加算Ⅰ 200単位 ・Ⅱ 100単位

入院時情報連携加算Ⅰは入院当日から3日以内、Ⅱは入院当日から7日以内に情報を提出。提出方法は問わない。利用者一人につき1月に1回を限度として算定ができる情報提供を行なった日時、場所（医療機関に向いた場合）、提供内容、提供方法（FAX等の場合は先方が受け取ったことを確認する）について居宅サービス計画等に記録する

情報収集：退院についての方向性を確認する

シートを埋めるのではなく、聞きたい事の覚え書き・メモとしてのツールと捉える

退院に向けてのききとりシートの使用

加算：退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	病院又は施設の職員と面談し情報収集 1 回
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	病院又は施設の職員と面談し情報収集 2 回以上
退院・退所加算（Ⅰ）□	600 単位	病院又は施設の職員と面談し情報収集、その方法がカンファレンスに参加
退院・退所加算（Ⅱ）□	750 単位	病院又は施設の職員と面談し情報収集 2 回以上その方法のうち 1 回以上カンファレンスに参加
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	病院又は施設の職員と面談し情報収集 3 回以上その方法のうち 1 回以上カンファレンスに参加

・ 居宅サービス計画原案を作成する。
・ 必要なサービスの調整をおこなう。
・ 退院サマリー等を依頼する。

随時、介護支援経過記録への記入忘れずに！

※退院前カンファレンスには参加時は居宅サービス計画書原案を持参する。

※退院カンファレンスは、診療報酬の「退院時共同指導料2の注3」の要件を満たすものとする。（解釈通知より）

※退院カンファレンスの参加者は、「入院中の保健医療期間の保険医または看護師等」と「介護支援専門員」の他に、退院後の在宅療養を担う「医師若しくは看護師等」、「歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士」、「薬剤師」、「訪問看護ステーション看護師等（准看護師を除く）」のうちいずれか2者以上とする。

退院

【退院・退所加算の留意事項】 H30年度介護保険改定加算要件を併せてご覧ください。

- ① 入院又は入所期間中につき1回を限度とし初回加算を算定する場合は算定できない。
- ② 利用者の退院または退所後のサービス利用開始月に算定する。例えば4月に入院し6月に退院した利用者が6月からサービスを利用した場合で入院期間中4月に1回、6月に1回医療機関から必要な情報提供などを受けた場合は6月分の請求時に2回分の加算を算定する。
- ③ 入院又は入所期間中に他の医療機関や施設等に転院又は転所した場合は原則直近の医療機関又は施設等との情報共有について評価するものである。ただし、転院、転所前の医療機関又は施設等から提供された情報であっても、居宅サービス計画に反映すべき情報であれば加算の算定は可能である。
- ④ 同一日に複数回、必要な情報提供を受けた場合やカンファレンスへの参加があった場合でも、1回として算定する